

# 知っておきたい！ 相続のはなし ⑤

## 分割の内容は自由 調停手続きの利用も

執筆／野原 雅彦（野原税理士事務所）、島尻 泰孝（島尻司法書士事務所・所長）

表1 比嘉さん一家のケース！

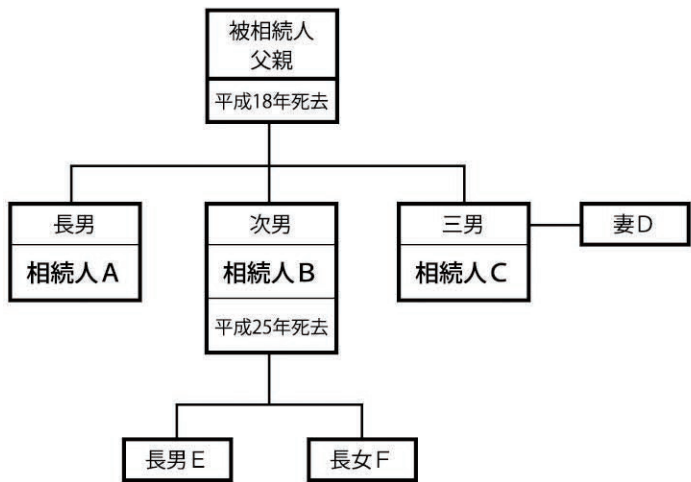


表2 こんなケースは、遺言書がおすすめ！

- ① 子供や両親がいない夫婦で、配偶者に全財産を相続させたい
- ② 相続人間で、相続させる財産に差をつけたい
- ③ 自分の死後に遺産分割でもめる可能性が高い
- ④ 連れ子など、親を異にする子供がいる
- ⑤ 相続財産の大部分を不動産が占めている  
(遺産分割で分けにくい)

# 相続登記は速やかに

人の誰かが亡くなっていった場合、遺産分割協議書を作成するのに手間取ることがあります。例えば表1の比嘉さん一家のケースのように、相続登記をする前に相続人Bが亡くなっていった場合、Bの相続人である子どもE・Fの署名押印も必要となります。放置したために当事者が増え、書類を作成する手間が煩雑になり、余計な費用や時間がかかる可能性があります。また、仮にE・Fが遺産分割の内容に納得しない場合、遺産分割協議自体をやり直さなければならなくなるかもしれません。相続人間で合意ができているのであれば、速やかに手続きを行うことをおすすめします。

人の誰かが亡くなっていった場合、遺産分割協議書を作成するのに手間取ることがあります。例えば表1の比嘉さん一家のケースのように、相続登記をする前に相続人Bが亡くなっていった場合、Bの相続人である子どもE・Fの署名押印も必要となります。放置したために当事者が増え、書類を作成する手間が煩雑になり、余計な費用や時間がかかる可能性があります。また、仮にE・Fが遺産分割の内容に納得しない場合、遺産分割協議自体をやり直さなければならなくなるかもしれません。相続人間で合意ができているのであれば、速やかに手続きを行うことをおすすめします。

第4週に掲載

相続が起きた場合、頭を悩ませるのがどのように遺産分割するか。先月に引き続き、今回も、遺産分割についてよく受ける質問や留意点をご紹介します。

**Q** 相続人には法定相続分というものが認められているかと思いますが、法定相続分通りに遺産分割しなければいけないのですか？

**A** 相続人全員で話し合っただけで合意できれば、必ずしも法定相続分の割合で遺産を分ける必要はなく、遺産分割の内容は自由に決定できます。例えば、相続人が兄弟姉妹3人なら法定相続分は3分の1ずつとなりますが、全員の合意があれば相続人の中の1人が遺


### 遺産分割でよくある質問

産を全て相続することもできません。  
**Q** 当事者同士で遺産分割協議をまとめることができない場合、どうすればいいのですか？  
**A** 裁判所で遺産分割の調停手続きを利用することができます。この場合、裁判所が相続人の意見を聞きながら、法定相続分をベースに相続内容を調整していきます。それでもまとまらない場合、審判手続きに移行されます。  
**Q** 遺産分割に期限はあるのですか？  
**A** 特に期限というものはありませんが、先月ご紹介させていただいた通り、相続税申告との関係ではいろいろと気を付けなければいけないことがあります。  
**Q** 自宅について、長男が相続することは決まったのですが、

相続登記を行っておらず、名義は亡くなった父親のままになっています。相続登記に期限はあるのですか？  
**A** 特に期限というものはありません。  
**Q** 所有者が亡くなっていった場合、固定資産税はどうなりますか？  
**A** その場合は、相続人に納付書が送られてきます。所有者が亡くなっているからといって、固定資産税を納めなくて良いということにはなりません。  
**Q** 相続登記を行わず父親名義のままにしていた場合、何か問題はありますか？  
**A** 相続登記を行う際「遺産分割協議書が必要となりますが、遺産分割協議書を作成しないまま何年も放置し、その間に相続

**Q** 相続人Cの妻Dには父親の介護で大変世話になったものから、遺産の中から500万円を渡してあげたいと思うのですが、相続人全員の同意があれば法定相続人ではないDにも相続させることはできますか？  
**A** 相続人全員が同意していたとしても、法定相続人でないDに相続させることはできません。もしあげてしまうと、相続人からDに対して財産を贈与したことになるので、贈与税の問題が生じてしまいます。この場合、父親の遺言書があれば法定相続人以外のDに財産を相続（遺贈）させることができますので、もしそういったお考えがあるのでしたら生前から遺言書の準備をしておくとお勧めします。  
その他、表2のケースなどに当てはまる方は遺言書の作成を検討された方が良いでしょう。遺言書の効果については詳細は、次月ご説明させていただきます。

のほら・まさひこ／東京の大手税理士法人で実務を学んだ後、父・野原茂男の後を継ぎ、兄の野原信男とともに那覇市久茂地にて野原税理士事務所を開業中。セミナー等の実績も多い ☎098(863)6267 <http://2n-taxoffice.jp/>



しまじり・やすたか／司法書士。2010年、那覇市仲井真にて独立開業。不動産登記・商業登記の他、戸籍訂正や涉外登記等、沖縄独特の相続案件も手掛けている。 ☎098(835)9052

